

僕の名前は「なごワン」。消費生活Q&Aを紹介するワン。



消費生活Q&A

20歳から増える消費者トラブル



(安 しん子ちゃん)

Q

なごワン、お兄ちゃんが今月20歳になったの。20歳になったら気を付けることを教えて。

20歳になるとエステやマルチ商法など高額な契約のトラブルが増えるワン。

A



(なごワン)



(安 しん子ちゃん)

Q

どうして20歳になると増えるの？

未成年者を保護するために未成年者の契約は、原則として親などの法定代理人の同意がない場合は取り消すことができるワン。だから20歳になると未成年者を理由とした取り消しができなくなるからだワン。
困ったときは一人で悩まず、できるだけ早く相談するワン。

A



(なごワン)

- ◇契約するときは、本当に払えるかどうかしっかり考えて。
- ◇簡単に儲かる話はありません。儲け話にはのらない。
- ◇クレジットカード払いは、借金と心得る。
- ◇迷ったらその場で契約せずに契約する前に相談する。

20歳の皆さんへ

消費生活相談窓口 役場本庁 総務課

☎ 0968・86・5720

知っていますか？ヘルプカード

病気や障がいのある人などが、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に支援や配慮が必要であることを知らせるためのカードです。

ヘルプカードを持っている人がいたら…

- ・電車やバスの中で、席を譲る。
- ・支援が必要なようであれば「何かお困りですか」と声をかける。
- ・災害時、安全に避難するのを手助けする。

など、思いやりのある行動とあなたにできる支援や配慮をお願いします。



カードの裏面には支援してほしい内容などが記載されています

問 熊本県健康福祉部 健康福祉政策課 地域支えあい支援室
☎ 096・333・2202 FAX 096・384・9870

ムページ」をご確認ください。
http://kumamotojyoy-marathon.jp/

●問

熊本城マラソン実行委員会事務局
☎ 096・328・2373

お知らせ

「助けたい！」を行動に

ひとりでも多くの人に救命手当ての重要性を知っていただき、心肺蘇生法を覚えていただくために、救命講習会を下記のとおり開催します。また、この講習会を修了した人には修了証カードを発行します。住民の皆さんの参加をお待ちしています。

●とき

2月16日(日) 午前9時～11時

●ところ

玉名消防署 2階会議室

●内容

成人に対応した心肺蘇生法（AEDを用いた救命講習）

●定員

先着15人（事前に電話で申し込みが必要です。）

●参加費

無料

●その他

以前、普通救命講習会を受けたことがある人は、修了証カードをお持ちください。

●問

玉名消防署 救急係
☎ 0968・73・7117



お知らせ

和水町プレミアム付商品券の使用期限

和水町発行のプレミアム付商品券の使用期限は、2月29日(日)までとなっています。使用期限を過ぎると、いずれの店舗などでも使用できなくなりますので、期限までに必ずご使用ください。

●問

本庁 商工観光課 商工係
☎ 0968・86・5725
(内線552)

お知らせ

定期報告書の提出が必要です

家畜伝染病予防法に基づき、家畜などの飼育者は、飼育している家畜などの種類および頭羽数などを年1回県へ報告することが義務付けられています。

●届出に必要な家畜などの種類

牛、水牛、馬、ポニー、めん羊（ひつじ）、やぎ、豚、ミニブタ、いのぶた、いのしし、鹿、鶏、あひる、あいがも、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう
※鳩、インコは、報告の必要はありません。

●届出に必要なもの

飼養者の印鑑

●届出期限日

2月28日(日)

●届出先

三加和総合支所 農林振興課

●問

総合支所 農林振興課 農業振興係
☎ 0968・34・3111
(内線722)

お知らせ

交通規制とノーマイカーデーにご協力ください

2月16日は、熊本市内で「熊本城マラソン2020」が開催されます。市内へお出かけの際には、マイカーの使用をひかえ、公共交通機関のご利用をお願いします。交通規制については、「熊本城マラソンホー

募集

熊本ねんりんピック2020参加者募集

熊本さわやか長寿財団では、高齢者の健康・生きがいづくりを目的に、スポーツ交流大会を開催します。詳しくは、2月中旬以降に各市町村などにパンフレットを送付しますので、ご覧ください。

●問

一般財団法人 熊本さわやか長寿財団 生きがい推進グループ
☎ 096・354・3083

お知らせ

必ずチェック 最低賃金

熊本県特定（産業別）最低賃金が改定されました。

1 熊本県最低賃金

時間額 790円、効力発生日 令和元年10月1日

2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 832円

3 自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業

時間額 884円

4 百貨店、総合スーパー

時間額 792円

2～4の効力発生日 令和元年12月15日

●問

熊本労働局労働基準部賃金室
☎ 096・355・3202

催し

保護者をつなぐ茶話会

登校できない、授業中集中できない、友達とのトラブルが多い、気持ちの切り替えが難しい…など何かしらの「生きづらさ」を抱える子どもたちを見守るお母さん、お父さん、茶話会に参加してみませんか。皆さんでお茶を飲みながらおしゃべりして、解決策のアドバイスをもらったり、ストレス発散したり、楽しい時間を過ごしましょう。お母さん、お父さん以外のご家族の方のご参加もお待ちしております。

●とき

3月11日(日) 午前10時～正午

●ところ

和水町中央公民館 2階和室

●参加費

無料

※申し込みの必要はありません。当日会場へお越しください。

●その他

有明地域療育センターの福島相談員、ペアレントメンターも参加します。

※ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定の研修を受けた親を指します。

●問

本庁 健康福祉課 障がい福祉係
☎ 0968・86・5724

入札参加者資格審査申請書（指名願）の受付について

和水町が発注する「建設工事（県内建設業者・県外建設業者）」、「測量・建設コンサルタント等」、「物品等」の3部門により入札参加者資格審査申請書の受付を行います。入札に参加を希望する人は、町ホームページに掲載の提出要領を参照のうえ、申請書などを提出してください。

1. 受付期間および提出先

(1) 受付期間

2月3日(日)から2月20日(金)まで【期限厳守】 ※受付期間を過ぎた場合、受付できませんのでご注意ください。

(2) 提出先

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田3886番地 和水町役場 総務課 総務係

2. 対象区分

(1) 県内建設業者（熊本県内に主たる営業所を有する建設業者）：令和2年度（追加受付）

(2) 県外建設業者（(1)以外の建設業者）：令和2・3年度（定期受付）

(3) 測量・建設コンサルタント等事業者：令和2・3年度（定期受付）

(4) 物品等事業者：令和2・3年度（定期受付）

問 本庁 総務課 総務係 ☎ 0968・86・5720（内線203）